

浦添市空手道連盟

1 設立年月目

平成6年（1994年）4月28日

2 設立の経緯

(1) 浦添市空手道連盟の発足

昭和56年（1981年）以前の空手界をめぐる状況は、空手・古武道世界大会を始めとして、県空手道選手権大会、少年少女の大会や各種の演武会など県民の関心も高く、かつてない活況を呈していた。

しかし、県空手界の組織は、小林流、剛柔流、上地流の三大流派を筆頭に多種多様な流派、会派が混在し各会派毎のまとまりはあるものの全体を統一する組織はない状況にあった。

昭和62年（1987年）に沖縄において国民体育大会が開催されることが決まり、空手道競技への参加のあり方について県空手界では、活発な議論がかわされた。日本体育協会が公式競技団体として指定した全日本空手道連盟へ加盟すべきか否かが争点となり、その結果、加盟すべきでないとする流派、会派を除いて、昭和56年（1981年）に県空手道連盟が発足したのである。

そして、沖縄海邦国体において空手道競技は総合優勝という快挙を成し遂げたのである。

沖縄海邦国体から7年後、浦添市でも組織づくりへの動きが始まった。県空手道連盟への加盟に向けた取り組みである。

津波清（小林流）、平良慶孝（小林流）、知念真三（剛柔流）、古波蔵正一（小林流）を発起人として設立委員会を発足した。県レベル同様の議論を経て、会長に宮城驍（小林流）副会長に儀武息一（小林流）、理事長に宮城篤正（小林流）、事務局長に比嘉武宏（小林流）、理事18名を運ね名実ともに浦添市空手道連盟の組織体制が確立した。



連盟設立後、当時の宮城健一市長を表敬する市空手道連盟役員の方々

(2) 組織と活動

連盟設立当初は、県民体育大会に向けての選手の養成を課題とした。その課題に応えるため、組織を充実・強化し各道場との連携を図ってきた。第1回浦添市空手道大会を平成7年（1995年）5月26日に浦城小学校で開催した。



第1回浦添市空手道大会の開会式及び集団演舞の様子

市連盟に加盟する各道場・学生空手道連盟・高校空手部による参加を得て盛大に開催した。平成14年（2002年）の第8回大会では、小学生から一般、壮年までの形・組手試合を行ない153名の選手が参加した。連盟を設立した平成6年（1994年）の県民体育大会では総合優勝を飾り、その後も常に本市は上位をキープしている。平成14年（2002年）の第54回県民体育大会におい

では、採点競技になって初めて総合優勝を果たした。



県民体育大会で活躍する浦添市の代表選手の個人形と組手の様子



第54回県民体育大会において優勝 常勝浦添をアピールした。市空手道連盟役員を囲んでの記念スナップ

3 役員

- 顧問 島袋嘉盛 (小林流)
- 会長 宮城驍 (小林流)
- 副会長 儀武息一 (小林流)
- 理事長 宮城篤正 (小林流)
- 副理事長 金城栄喜 (金城親雲上流)
- 事務局長 棚原憲一 (剛柔流)
- 理事 津波清 (小林流) 古波蔵正一 (小林流) 仲西豊 (小林流) 渡久山盛要 (小林流) 野原耕栄 (小林流) 島袋信雄 (小林流) 新里健三 (小林流) 比嘉武宏 (小林流) 平良慶孝 (松林流) 田場盛信 (高体連) 村田利世子 (高体連) 大城守 (高体連) 知念真三 (剛柔流) 山川勝三 (青峰流)



念願の市民体育館武道場が完成して各道場関係者の記念スナップ

4 年間の事業

- 4月 県空手道連盟総会
- 5月 市空手道連盟総会・理事会
- 6月 県空手道選手権大会・市理事会
- 7月 市空手道大会
- 9月 市理事会
- 10月 県民体育大会の合同練習
- 11月 県民体育大会
- 12月 忘年会
- 1月 県空手道連盟新年会
- 2月 県空手道連盟演武大会
- 3月 役員会



市空手道大会高校生の部 組手の試合

5 加盟団体

- (1) 小林流宮城道場
- (2) 金城親雲上流・琉球武徳殿
- (3) 小林流空手・古武道伊祖武芸館
- (4) 小林流仲西道場
- (5) 小林流武徳館
- (6) 小林流渡久山道場
- (7) 松林流興道館平良道場
- (8) 小林流古波蔵道場

- (9) 小林流新里道場
- (10) 青峰塾
- (11) 浦添高等学校
- (12) 浦添工業高等学校
- (13) 那覇工業高等学校

6 大会での主な成績

- (1) 平成6年(1994年)
県民体育大会総合1位
- (2) 平成7年(1995年)
県民体育大会総合2位
- (3) 平成8年(1996年)
県民体育大会総合2位
- (4) 平成9年(1997年)
県民体育大会総合2位
- (5) 平成10年(1998年)
県民体育大会総合4位
- (6) 平成11年(1999年)
県民体育大会総合3位
- (7) 平成12年(2000年)
県民体育大会総合2位
- (8) 平成13年(2001年)
県民体育大会総合2位
- (9) 平成14年(2002年)
県民体育大会総合1位



県民の財産である空手道をとおり、心身の鍛練をとおりして青少年の健全育成と国内、国外に羽ばたく人材の育成を目指して稽古に励む浦添市のちびっ子空手マン

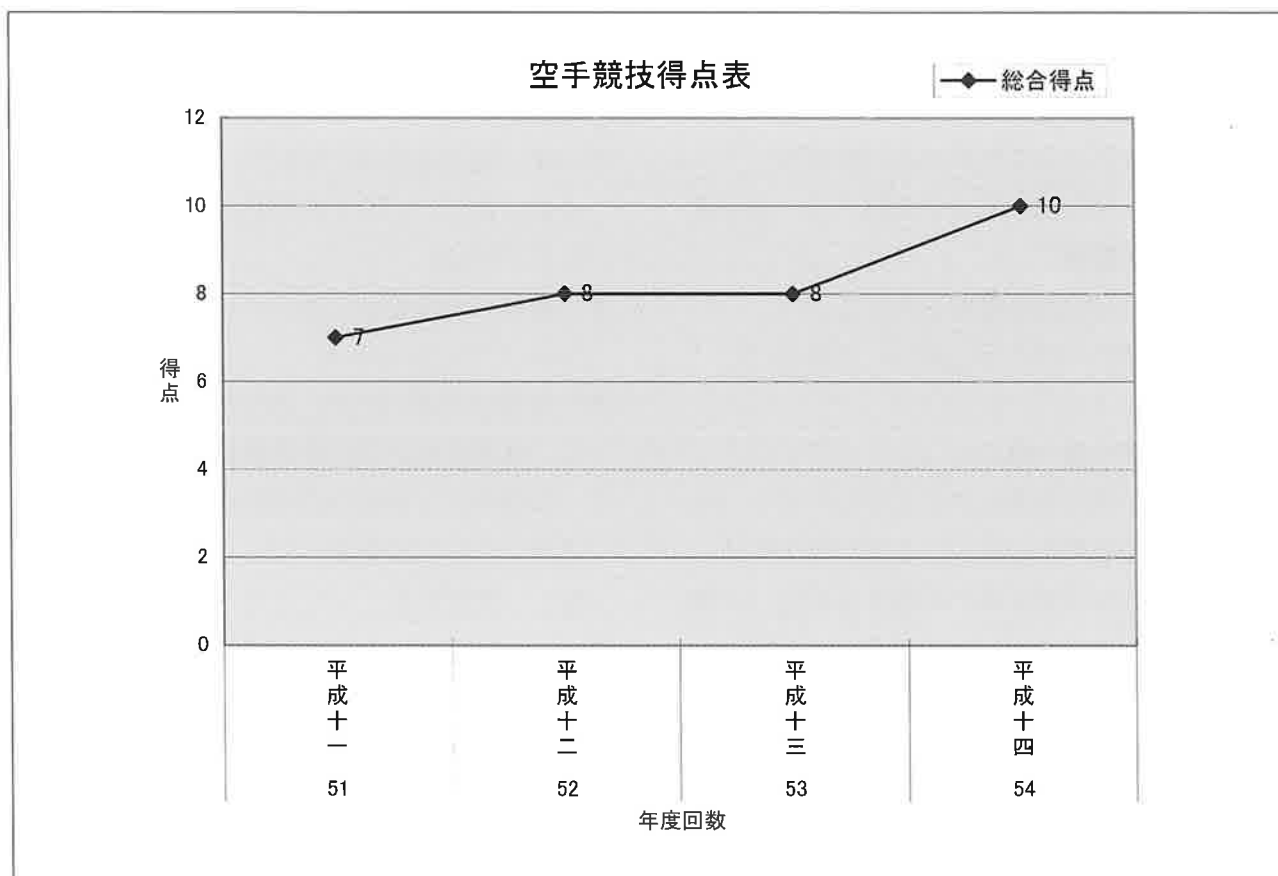
7 今後の課題

今年の県民体育大会は、選手全員のかで総合優勝を勝ち取った。今後、常勝を目指すためには、女子の種目及び古武道については課題であり、さらに強化していきたい。

また、県民の共通の財産である空手道の普及・発展を始め心身の鍛練を通して青少年の健全育成も図り、国内・国外へ羽ばたく人材の育成を目指したい。

沖縄県民体育大会における浦添市選手団の成績
空手競技（平成11年～）

回	年	元号	市成績
51	1999	平成11	7
52	2000	平成12	8
53	2001	平成13	8
54	2002	平成14	10
55			
56			



浦添市空手道連盟規約

第1章 総則

第1条 この会は浦添市空手道連盟と称する。

第2条 この会の事務局は会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この会は浦添市に所在する道場及びその門弟の親睦と県民体育大会の選手の養成に努めるとともに沖縄伝来の空手道の普及・発展を図ることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 空手道ならびに古武術の研究保存
- (2) 演武大会及び少年少女錬成大会・選手選考会等の開催
- (3) 会員及び役員の表彰に関すること
- (4) その他この会の目的達成に必要なこと

第3章 会員

第5条 この会の会員は次のとおりとする。会員は浦添市に所在する道場主及びその門弟、沖縄県学生空手道連盟に所属する学生、沖縄県高等学校体育連盟空手道専門部、沖縄県中学校体育連盟空手道専門部に所属する浦添市内の学校の顧問及び部員、その他空手道に精進する愛好者で浦添市に在住する者

第4章 役員

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長2名、理事長1名
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 事務局長
- (5) 会計

第7条 理事は会員の道場主、学校関係部活動顧問、会員の内適当と認められた者を以て充てる。

2 会長、副会長、理事長は総会において選任

する。

3 監事、事務局長は理事会において選任し、会計は会長が選任する。

第8条 会長は、この会の業務を総理し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理者となる。

3 理事長は、会長、副会長とも事故あるとき、その職務を代行する。

第9条 理事は理事会を組織し、この会の業務を議決する。

第10条 監事は会計を監督し、必要があると認められたときは、いつでも会計書類を監査することができる。

2 監事は毎年総会において会計監査の報告をしなければならない。

第11条 事務局長は会長、副会長、理事長と調整し、議案を総会及び理事会に提案する。

2 事務局長は総会及び理事会で議決された事項及び必要な諸事業について運営委員会と調整し、実施する。

第12条 会計は、この会の経理及び事務をおこなう。

第13条 役員の任期は2ケ年とし、再任を妨げない。

2 役員は、この会の役員として、ふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情がある場合には、その任期中であっても理事会の議決により解任することができる。

第14条 この会に事務局を置く。事務局は理事長が総理し、事務局長及び理事の内若干名を選任し、この会の主催する諸行事、対外的行事に関する事項を会長、副会長と調整の上、推進する。

第5章 会議

第15条 この会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 運営委員会

第16条 総会は理事及び会員の各道場から選任された2人の代議員をもって構成し、毎年5月に開催する。ただし、必要ある場合または理事過半数からの要求があったときは臨時に開催することができる。

第17条 総会は代議員の過半数をもって成立し、その決議は出席人員の過半数をもって決定する。

- 2 理事会は理事過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき書面または口頭でもってあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。
- 3 運営委員会の委員は事務局の構成員をもって充て、総会、理事会に提案する議案を審議する。

第18条 総会及び理事会は、会長が招集する。

第19条 総会は決算の報告、予算の承認、年間行事、その他について審議・決議する。

第20条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 総会より委任された事項
- (2) 会員の加盟、脱退に関する事項
- (3) 会員の除名処分に関する事
- (4) その他この会の運営上、会長が重要と認める事項

第6章 加盟・脱退

第21条 この会に加盟しようとする道場は、加盟申請書に所要の内容を記載して会長あて提出する。

第22条 加盟道場が脱退しようとするときは、脱退届に所要の内容を記載して会長あてに提出する。

- 2 前項の届を提出した道場については、会長が理事会に報告する。

第7章 会計

第23条 この会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第24条 この会の経費は道場分担金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

- 2 道場分担金は理事会においてその額を決定する。

附 則

この規約は平成6年9月10日よりその効力を発する。